

「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定について

- 1 本日、福島復興再生特別措置法第17条の2に基づき、福島県大熊町長から平成29年10月20日に申請のあった「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、関係行政機関の長への同意を得て、内閣総理大臣による認定を行いました。
- 2 この認定により、本計画に基づき、特定復興再生拠点区域において道路、上下水道等のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進め、避難指示解除を目指すこととなります。
- 3 また、本計画を円滑かつ確実に実行していくため、大熊町・福島県・復興庁等の関係機関で組織する「大熊町特定復興再生拠点整備推進会議」を設置し、関係者一体となって本計画を推進してまいります。

添付1 大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定

添付2 大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画書

添付3 大熊町特定復興再生拠点整備会議の設置について

参考 大熊町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要（大熊町作成）

本件連絡先

復興庁原子力災害復興班

村川、平井、中島

電話：03-6328-0250

FAX：03-6328-0295

大熊町 特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定

今年5月に公布、施行された改正福島特措法に基づき、福島県大熊町の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を認定。

1. 本計画の概要

- ・大川原地区及び先行的に除染が進められている下野上地区の2つの拠点を繋げると共に、常磐自動車道の（仮称）大熊IC、JR常磐線及び大野駅、国道6号線等を結び、町外とのアクセスを確保する。これにより、生活環境を再構築し、町民が帰還できる環境を整備し、町外から町への定住者を呼び込み、大熊町の復興・再生を図る。
- ・区域面積：約860ha（森林・水面を除くと約650ha）
- ・計画期間：平成34年9月まで
- ・避難指示解除の目標：
 - 平成31年度末頃まで：JR常磐線大野駅周辺等の一部区域
 - 平成34年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
- ・居住人口目標：約2,600人

※ この計画に基づき、道路、上下水道等のインフラ復旧等や除染・家屋解体を一体的に進め、避難指示解除を目指すこととなる。

2. 町が想定している主な事業

- ・特定復興再生拠点区域全般
 - －除染・家屋解体
 - －道路、上下水道等のインフラ復旧
- ・交通インフラ
 - －JR大野駅の整備（JR常磐線再開に併せた整備）
 - －町役場移転の大川原地区から国道6号へのアクセス道路の整備

※ 大熊町、福島県、国を構成員とする「大熊町特定復興再生拠点整備推進会議」を設置し、計画を円滑かつ確実に実施する。

（参考）根拠条文

福島復興再生特別措置法第17条の2第6項において、市町村長から申請があった特定復興再生拠点区域復興再生計画について内閣総理大臣が認定することを規定。

特定復興再生拠点区域復興再生計画

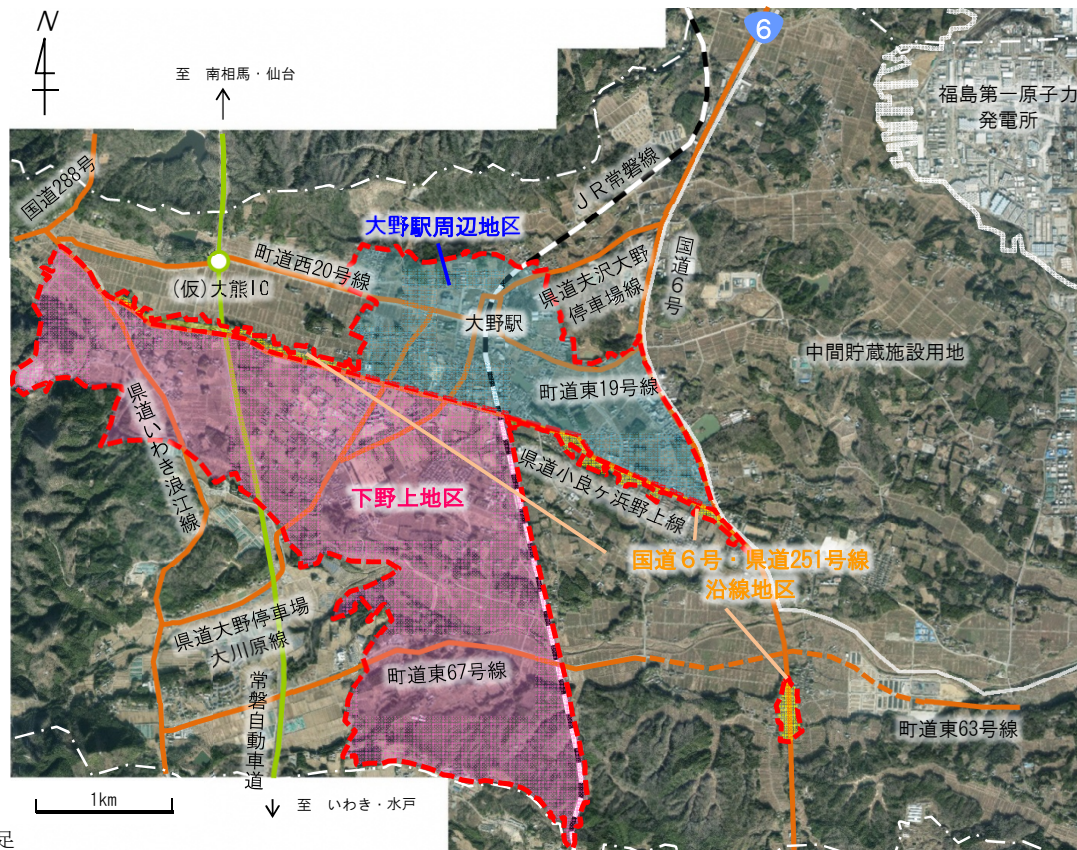
福島県大熊町

平成29年10月20日

〔特定復興再生拠点区域復興再生計画〕

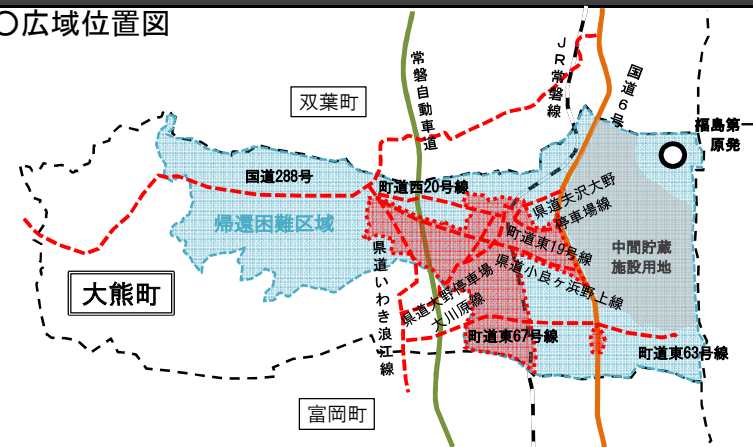
市町村名	福島県 大熊町	面積	約860 ha	区域	大熊町下野上、夫沢、小入野、熊、野上の各一部
地区名	大野駅周辺等地区	※地番等が多くなる場合は別紙に記載			

1. 特定復興再生拠点区域－区域の範囲、予定する土地利用



- 補足
- ・特定復興再生拠点に位置付ける施設
JR常磐線、常磐自動車道、(仮)大熊IC、その他区域内インフラ復旧整備に必要な施設(上下水道、電気通信、農業水利施設等)
 - ・特定復興再生拠点に位置付ける道路(避難指示解除を目指す道路)
国道6号(富岡町境～双葉町境)、国道288号(帰還困難区域全区間)、県道いわき浪江線(県道番号35)
(国道288号交差点～特定復興再生拠点区域境)、町道西20号(全区間(特定復興再生拠点区域を除く))
 - ・これまで除染未実施で自由通行の対象とする道路
町道東67号(帰還困難区域全区間)(新設部分:町道東67号～国道6号～町道東63号)、町道東63号(全区間)
 - ・土壌等の除染等の措置等は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除又は安全な通行の確保に必要な範囲について実施する
 - ・放射性物質汚染対処特措法に基づき除染・家屋解体を実施した箇所については、福島特措法に基づく除染・家屋解体は実施しない

○広域位置図



○特定復興再生拠点区域の状況 (事故前、事故後、放射線量等)

＜事故前＞

JR大野駅周辺は、町の中心であり、町役場をはじめとする公共施設や医療施設、住宅等が存在。県道251号線を挟んだ下野上エリアには教育施設や住宅団地が立地する他、田畑が広がる。また、国道6号沿線は、商業・店舗、熊町エリアの住宅、総合スポーツセンター・町民プール等のスポーツ施設が立地。

＜事故後＞

避難指示に伴い、立ち入りが制限され、農地や住宅、公共・公益施設が未復旧・未利用の状態であり、汚染土壌の仮置場が点在している状況。

＜放射線量等＞

拠点区域内の放射線量は、概ね年間20mSvは下回っている状況であるが、局所的に一部高い数値が検出されている箇所も存在。

2. 計画の意義・目標 ※関係規定:法第17条の2第2項第2号

大熊町土の復興・再生を実現するため、以下の目標のもと、各事業等を効率的に進め、おおむね5年程度での避難指示の解除による住民の帰還・居住の開始を目指すとともに、町外からの住民（廃炉事業者等）を受け入れる環境を整備する。

- ・生活・社会インフラの復旧・復興及び住環境の整備
- ・企業・研究機関等の誘致及び地元企業の再開
- ・町民のコミュニティ創生及び町外流入者との交流促進
- ・水稻・花卉等の実証栽培及び営農再開に向けた取組

〔避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標〕

- ・平成34年春頃まで

ただし、JR常磐線、JR大野駅周辺地区の一部と居住制限区域の大川原地区にアクセスする区間等の区域については平成31年度末頃までの避難指示解除を目指す。

〔居住人口等の目標（避難指示解除から5年後の目標：平成39年）〕

- ・居住人口 約2,600人（うち帰還者約1,500人）
- ・事業所数 約20者（うち再開事業者数約15者）
- ・営農者数 約130人（うち営農再開者数約130人）

3. 計画の期間 ※関係規定:法第17条の2第2項第3号

平成34年9月まで

4. 各エリアの土地利用・事業内容等（土地利用に関する基本方針、産業の復興及び再生、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項）

<特定復興再生拠点区域全体の整備方針>

(1) 区域外とのアクセスの確保

- ・除染済の国道6号、国道288号、県道小良ヶ浜野上線（県道番号251）（以下「県道251号線」とする）等により、拠点区域へのアクセス道路を確保し、工事用車両等の交通を円滑にし、事業の迅速化を図る。
- ・除染実施済で自由通行の対象とする道路。
 - 県道夫沢大野停車場線（県道番号252）（以下「県道252号線」とする）（国道6号との交差点～特定復興再生拠点区域境）
- ・JR常磐線及び大野駅の再開に向け、除染及び復旧を推進することで鉄道によるアクセスを確保する。
- ・（仮称）大熊ICの整備を推進する。

(2) 区域内の整備の進め方、大きな流れ

- ・各種事業の計画検討を進めるとともに、除染・家屋解体を進め、道路、電気・通信、上下水道等の生活インフラの復旧・整備を実施する。
- ・住居に関しては、帰還者の意向を踏まえるとともに、新規に転入される方のための住居等の整備もあわせて進める。
- ・商業施設や医療・福祉等の生活関連サービスについては、当面の間は先行的に避難指示解除を目指す大川原地区において、事業者と連携し整備を進める。
- ・文化交流施設については、利用ニーズへの対応や既存公共施設の効率的な運営を考慮して、当面の間は大川原地区において整備し、住民のコミュニティ再生に寄与するものとする。
- ・その他生活関連サービスについても、当面の間は大川原地区へのサービス施設の設置、もしくは富岡町等のサービスを受けられるよう、関係者と調整を行う。
- ・図書館や文化センター、中学校等の公共施設については、将来的には再開を目指すものとする。

(3) 区域内の整備の優先順位

- ・平成30年度末頃の（仮称）大熊ICの開通にあわせ、大熊ICから大川原地区及び国道6号へのアクセス道路として（町道西20号線、県道252号線の一部）自由通行の対象とする。
- ・平成31年度末のJR常磐線再開にあわせ、まずは除染・家屋解体及び生活環境の整備を大野駅と下野上地区を中心としたエリア等について進めると共に、先行的に避難指示解除を目指す大川原地区や他市町村へのアクセス及び大川原地区から福島第一原発へのアクセスの確保（県道251号線、県道いわき浪江線（県道番号35）（以下「県道35号線」とする）、大野停車場大川原線（県道番号166）（以下「県道166号線」とする）、町道西49号線、県道252号線）を先行して進め、平成31年度末頃の大野駅周辺の一部等の避難指示解除を目指す。
- ・引き続き、周辺部の整備を順次進め、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指す。

(4) 主な施設整備の考え方

- 【鉄道】平成31年度末のJR常磐線全線開通にあわせて、JR大野駅についても同時期の再開を目指す。
- 【道路】常磐自動車道から大川原地区へのアクセス確保のため、（仮称）大熊IC及び町道西20号線等の平成30年度末頃供用開始を目指す。またJR大野駅へのアクセス確保のため、県道252号線等の平成31年度末頃の自由通行化を目指す。
- 【河川】拠点区域内の生活基盤の基礎となる治水対策のため、町内河川の復旧・整備を行う。

(5) 効率的な整備の考え方（インフラ整備と土壌等の除染等の措置等の一体的かつ効率的な実施の留意点など）

- ・道路、河川、電気・通信、上下水道等の生活インフラの復旧・整備が必要な箇所については、除染・家屋解体と工程・作業箇所を調整し実施する。
- ・土壌等の除染等の措置等は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除又は安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。なお、個別に広域インフラとして特別地域内除染実施計画に位置付けられているものについては、放射性物質汚染対処特措法の規定に基づき除染は実施済み。
- ・区域内の宅地、農地等については、地権者の土地利用の意向（帰還の有無、土地貸借、営農・事業再開など）及び農地の保全・管理に関する組合の設立等を確認してから除染・家屋解体を実施する。
- ・農地等については、営農再開等支援事業や農地転用など具体の事業実施の進捗状況を注視しつつ除染作業実施時期を調整する。なお、農地等整備後も雑草への処置等のメンテナンスが必要であるため、整備は避難指示解除又は農地管理手法の決定にあわせ後年度に行うものとする。
- ・汚染状況を踏まえて除去土壌等の発生を極力抑制できる除染手法（※）を採用する。（※農地の反転耕や削取り厚の個別判断等）
- ・除染を実施した後すぐに土地利用が開始できるよう、全体の工程を工夫・調整する。

＜各エリア・施設等の土地利用の概要と整備の必要性＞	＜事業内容等＞ (産業の復興及び再生、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項)
大野駅周辺地区（約230ha） 【概要】 ・交通結節点となる大野駅前の顔づくり、帰還住民のための住居整備、廃炉事業者等の企業・社宅、既存公的施設の再開を目指し、町の復興の象徴として位置付けるエリア。 ・このエリアの一部を平成31年度末のJR常磐線再開にあわせ、先行的に整備を実施する。 【整備の必要性】 ・事故前から大熊町の中心部として、交通拠点である大野駅及び市街地が形成されており、既存ストックを有効に活用することにより効率的な生活環境整備を進めることが必要不可欠である。	【事業内容等】 ・駅東は、バスロータリーや廃炉関連企業等のための駐車場、企業用地、大野公園等を整備。図書館や文化センター等の公共施設については、帰還の状況を踏まえ将来的には再開を目指すものとする。 ・駅西においては、駅前の賑わいとしての横丁再生や帰還者向けの住宅整備を目指す。 ・営農意向に応じた農地の整備、農業水利施設の復旧・整備等。その際、農地管理者の確保状況等に留意しつつ、農業水利施設については当該地で営農するために必要な範囲で実施。 ・なお、農地及び農業水利施設の除染等については、除染後の農地管理について確認したのちに実施する。 ・各事業の検討状況や地権者の意向を踏まえ、除染・家屋解体を行い、被災し、荒廃したインフラ施設（道路、上下水道、電気・通信等）を復旧・整備。 ・大野駅から大川原地区に向かう町道西49号線とその接する部分については、平成31年度末までに除染を含めて整備を行う。 ・大野病院は、将来的に現在地での再開を目指す。 ・その他住民の帰還を図る上で、当該区域内における実施が必要な事業を実施する。
国道6号・県道251号線沿線地区（約20ha） 【概要】 ・町域の南北幹線となる国道6号及び東西幹線となる県道251号線の沿線において、沿道型の生活利便施設及び既存住宅の再生を図る。 ・このエリアの一部を平成31年度末のJR常磐線再開にあわせ、先行的に整備を実施する。 【整備の必要性】 ・広域及び町の主要道路であり、その沿道に事故前から住宅や店舗等が多く存在することから、その再生を図ることが必要不可欠である。	【事業内容等】 ・駐車場の整備、沿道型の生活利便施設（ガソリンスタンド、コンビニ等）の再開、新規立地を促す。 ・各事業の検討状況や地権者の意向を踏まえ、除染・家屋解体を行い、被災し、荒廃したインフラ施設（道路、上下水道、電気・通信等）を復旧・整備。 ・その他住民の帰還を図る上で、当該区域内における実施が必要な事業を実施する。

下野上地区(約610ha) 《居住・営農ゾーン》 【概要】 ・中間貯蔵施設のため居住地等を失った住民等に対して提供する代替地としての利活用を図る。 ・従前の土地利用を活かし、居住・営農を復旧する。 ・平成31年度末のJR常磐線再開に合わせ、県道251号線等の自由通行化を図る。 【整備の必要性】 ・居住制限区域と大野駅周辺エリアに挟まれた立地条件で、学校や既存集落も点在しており、中間貯蔵施設の代替地としてのポテンシャルは高い。 ・従前の土地利用を活かし、居住・営農を復旧するエリア。 ・帰還困難区域内及び中間貯蔵施設用地内の農家に営農再開意向、事業主体となる組合設立及び農地集約化の希望があることから、営農実施に必要な施設・環境整備を行う必要がある。 《産業・交流ゾーン》 【概要】 ・当面の間、中間貯蔵施設により帰還できなくなった工業団地等の受け皿としての代替地機能を図るエリア。 ・廃炉関連企業、福島イノベーション・コースト構想関連事業等の産業集積及びスポーツ・交流機能の集約を図るエリア。 ・このエリアの一部を平成31年度末のJR常磐線再開にあわせ、先行的に整備を実施する。 【整備の必要性】 ・当面の間、中間貯蔵施設により利用できなくなったふれあいパーク等の代替機能としての環境整備を行う必要があるため。	《居住・営農ゾーン》 【事業内容等】 ・営農意向に応じた農地の整備、農業水利施設の復旧・整備等。その際、農地管理者の確保状況等に留意しつつ、農業水利施設については当該地で営農するために必要な範囲で実施。 ・なお、農地及び農業水利施設の除染等については、農地管理について確認したのちに実施する。 ・各事業の検討状況や地権者の意向を踏まえ、除染・家屋解体を行い、被災し、荒廃したインフラ施設（道路、上下水道、電気・通信等）を復旧・整備。 ・中間貯蔵施設により帰還できなくなった住民、新規の転入者等の受け皿となる住宅用地については、交通利便性等を勘案し、集約的に整備する。 ・町道西49号線、県道166号線、県道251号線、県道35号線の沿線（農地も含めて）については、平成31年度末までに除染を含めて整備を行う。 ・その他住民の帰還を図る上で、当該区域内における実施が必要な事業を実施する。 ※放射性物質汚染対処特措法に基づき除染・家屋解体を実施した区域については福島特措法に基づく除染・家屋解体は実施しない。 《産業・交流ゾーン》 【事業内容等】 ・企業立地のニーズを把握し、福島第一原発に近いという特徴を活かし、廃炉・ロボット関連の研究機関、企業等を誘致し、最先端技術の集約を目指す。 ・特定復興再生拠点区域外となるふれあいパークおおくまや総合スポーツセンター等のスポーツ・交流機能を集約。 ・営農意向に応じた農地の整備、農業水利施設の復旧・整備等。その際、農地管理者の確保状況等に留意しつつ、農業水利施設については当該地で営農するために必要な範囲で実施。 ・なお、農地及び農業水利施設の除染等については、農地管理について確認したのちに実施する。 ・各事業の検討状況や地権者の意向を踏まえ、除染・家屋解体を行い、被災し、荒廃したインフラ施設（道路、河川、上下水道、電気・通信等）を復旧・整備。 ・中間貯蔵施設により帰還できなくなった住民、新規の転入者等の受け皿となる住宅用地については、交通利便性等を勘案し、集約的に整備する。 ・県道166号線、県道251号線の沿線（農地も含めて）については、平成31年度末までに除染を含めて整備を行う。 ・その他住民の帰還を図る上で、当該区域内における実施が必要な事業を実施する。 ※放射性物質汚染対処特措法に基づき除染・家屋解体を実施した区域については福島特措法に基づく除染・家屋解体は実施しない。
JR常磐線及びJR大野駅 【概要】 ・平成31年度末における J R 常磐線再開にあわせ、 J R 大野駅の同時期の再開を目指す。 【整備の必要性】 ・拠点区域の核として、町内の避難指示解除及び復興再生のために必要不可欠。	【事業内容等】 ・常磐線再開については、線路の除染・復旧作業や橋梁の整備などをJR東日本が実施中。 ・大野駅はJRと町で所有・管理しており、再開のための方針について町・JRで検討し、常磐線再開にあわせた供用開始を目指す。 ・JR常磐線及びJR大野駅について、放射性物質汚染対処特措法に基づき除染を実施した箇所については、福島特措法に基づく除染は実施しない。

常磐自動車道（仮称）大熊IC	
【概要】 ・平成30年度末頃完成予定。 【整備の必要性】 ・常磐自動車道から拠点区域へのアクセス確保が必要。	【事業内容等】 ・締結済の協定に基づき、環境省・県・町・NEXCO東日本で適宜役割分担しながら事業を実施中。
公共施設（道路）	
【概要】 ・大川原地区から国道6号を介し海へのアクセス道路を新たに整備。 ・拠点内外にわたる幹線道路及び拠点内の生活道路を改修。 【整備の必要性】 ・IC新設に伴う主要幹線へのアクセス向上や拠点間の連絡確保のため。	【事業内容等】 ・平成30年度末頃の（仮称）大熊ICの開通にあわせ、大熊ICから大川原地区及び国道6号へのアクセス道路として（町道西20号線、県道252号線の一部）自由通行の対象とする。 ・平成31年度末のJR常磐線再開にあわせ、大野駅及び下野上地区を中心としたエリアと大川原地区や他市町村とのアクセス及び大川原地区から福島第一原発へのアクセスの確保（県道251号線、県道252号線、町道西49号線）を先行して進め、平成31年度末頃の大野駅周辺の一部等の避難指示解除を目指す。 ・町道東67号線の東側を直線で延伸し、国道6号を介し海へアクセスする道路を新設。 ・安全な通行を確保するため適切な維持管理を行う。
生活環境整備（上下水道）	
【概要】 ・既存エリアについては、従前の施設を利用し、新たな住居・産業用地については必要に応じて、上下水道の整備を行う。 【整備の必要性】 ・帰還や企業等の需要に即した上下水道の整備を行う必要があるため。	【事業内容等】 ・復旧に係る状況を点検し、修繕計画を策定。計画に基づき、効率的な復旧を行う。 ・新たに新設が必要な場合は、関係機関との調整の上、整備を行う。
農業水利施設	
【概要】 ・営農のための農業水利施設やため池の復旧・整備を実施する。 【整備の必要性】 ・拠点区域内において営農するために必要。	【事業内容等】 ・被害状況調査を行い、復旧・整備が必要な箇所および工法を選定した後、営農するために必要な範囲の農業水利施設の除染を実施。既存の施設の復旧見込みが立たない場合は、新規での整備も検討。 ・区域内の整備の優先順位に合わせて、効率的に復旧・整備を実施。 ・なお、営農者確保状況等を把握し効率的な整備となるように留意。
河川施設（熊川）	
【概要】 ・河川施設の復旧・整備を実施する。 【整備の必要性】 ・拠点区域内の生活環境基盤の基礎となる治水対策のために必要。	【事業内容等】 ・河川堤防等、被災した施設の復旧を行う。
公益施設	
【概要】 ・既存公益施設（図書館、公民館等）については、基本的に従前の施設を利用。 ・帰還の状況を踏まえて、必要に応じて新たな公共・公益施設の整備を行う。 【整備の必要性】 ・帰還する町民や企業等の需要に即した施設の改修・整備を行う必要があるため。	【事業内容等】 ・復旧に係る状況を点検し、修繕計画を策定。計画に基づき、効率的な復旧を行う。 ・新たに新設が必要な場合は、関係機関との調整の上、整備を行う。

5. 土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理

※関係規定：法第17条の2第2項第8号、第17条の17第1・2項

本計画、関係法令及び「除染関係ガイドライン（環境省 平成25年5月 第2版（平成28年9月追補）」に従って、特定復興再生拠点区域において避難指示解除に必要な範囲について、国が土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行う。

6. 廃棄物の処理

※関係規定：法第17条の2第2項第8号、17条の17第3・4項

本計画、関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（環境省 平成25年3月 第2版）」に従って、特定復興再生拠点区域において国が認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理を行う。
また、本計画に基づき各事業主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物についても、国は個別に各事業実施主体と相談しながら、当該インフラ整備事業の実施に支障が生じないよう対応する。

7. その他特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

※関係規定：法第17条の2第2項第9号

(1)医療、介護、郵便等の住民サービスに関する取組

〔取組内容〕		〔サービス等の開始時期目途〕
生活サービス	コンビニ等商店の誘致・調整 鳥獣被害対策にかかる検討・調整・実施 生活ごみ処理サービスの再開にかかる調整 ●以下の項目については、大川原地区に誘致の方向で調整 郵便局、銀行等の生活関連サービス、食品・生活用品の宅配サービス	おおむね避難指示解除までに
医療・介護	2次救急医療・3次救急医療に対する体制の周辺市町村との検討・調整 介護サービスの周辺市町村との連携に向けた検討・調整 ●以下の項目については、大川原地区に誘致の方向で調整 診療所開設の検討・調整	おおむね避難指示解除までに
教育	再開済みの周辺市町村の学校への越境通学にかかる検討・調整 既存幼・小・中の集約化及び活用検討・調整 県立双葉翔陽高校の今後の在り方検討	おおむね避難指示解除までに
防犯・防災	地域防犯パトロール・防犯カメラの継続、防犯灯の設置に向けた調整 富岡消防署は富岡町内に建設中、平成29年度末完成予定。（現在の庁舎は富岡町内の帰還困難区域にあり、同町内の避難指示解除区域に移転、建設中。） 駐在所の再開に向けた検討・調整	おおむね避難指示解除までに
交通	拠点内コミュニティバス等の運行に向けた検討・調整 近隣市町村との広域的なバス等の運行に向けた調整・検討 タクシーの運行に向けた調整・検討	おおむね避難指示解除までに
産業	町内商工業事業者の事業再開支援 新規事業者誘致のための企業誘致方策の検討・実施	おおむね避難指示解除までに
営農等	営農再開に向けた試験栽培の実施 農業復興組合等を活用した営農検討・調整	おおむね避難指示解除までに

(2)その他(立入管理等)

【立入管理】

- ・認定後、拠点区域への立入規制の緩和を内閣府において速やかに実施。
- ・平成31年度末のJR常磐線再開等を見据え、拠点区域内の除染進捗にあわせて、立入規制の更なる緩和を内閣府に働きかけ。

大熊町特定復興再生拠点整備推進会議の設置について

1. 目的

特定復興再生拠点区域復興再生計画を円滑かつ確実に実施するためには、以下の対応が求められる。

- 計画作成主体である町のみならず、複数の事業者が計画に基づいて多様な事業を推進
- 除染・廃棄物処理とインフラ整備等が連携した効率的な整備
- 想定していない課題や状況変化等への対応

こうした課題に関係者が連携して迅速かつ継続的に対応し計画を推進するため、大熊町特定復興再生拠点整備推進会議を設置する。

2. 構成

大熊町副町長

福島県避難地域復興局次長

復興庁参事官（大熊町担当）

復興庁福島復興局復興推進官（大熊町担当）

内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官

環境省環境再生・資源循環局参事官

環境省福島地方環境事務所復興拠点環境再生室長

※事務局は、復興庁・大熊町とする。

※必要に応じ、構成員の追加を行う。

※福島復興再生基本方針において「認定後も計画の適切な実施を確保すること」を規定。

以 上

大熊町 特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要

大熊町では、「改正・福島復興再生特別措置法（平成29年5月19日施行）」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、**特定復興再生拠点区域（約860ha）を定め、区域内の除染及びインフラ復旧・整備を一体的に進めることにより、概ね5年後までに当該区域の避難指示解除を目指します。**

■計画の概要

計画の期間	平成34年9月まで
避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標	平成34年春頃まで ただし、ＪＲ常磐線、ＪＲ大野駅周辺の一部と居住制限区域の大川原にアクセスする区間等については平成31年度末頃まで
居住人口等の目標 （避難指示解除から５年後の目標：平成39年）	約2,600人

■計画の目標

大熊町土の復興・再生を実現するため、以下の目標のもと、概ね5年程度での避難指示の解除による住民の帰還・住居の開始を目指すとともに、町外からの住民（廃炉事業者等）を受け入れる環境を整備する。

- 生活・社会インフラの復旧・復興及び住環境の整備
- 企業・研究機関等の誘致及び地元企業の再開
- 町民のコミュニティ創生及び町外流入者との交流促進
- 水稻・花卉等の実証栽培及び営農再開に向けた取組

■主な事業の整備目標

【平成30年度（2018年度）】

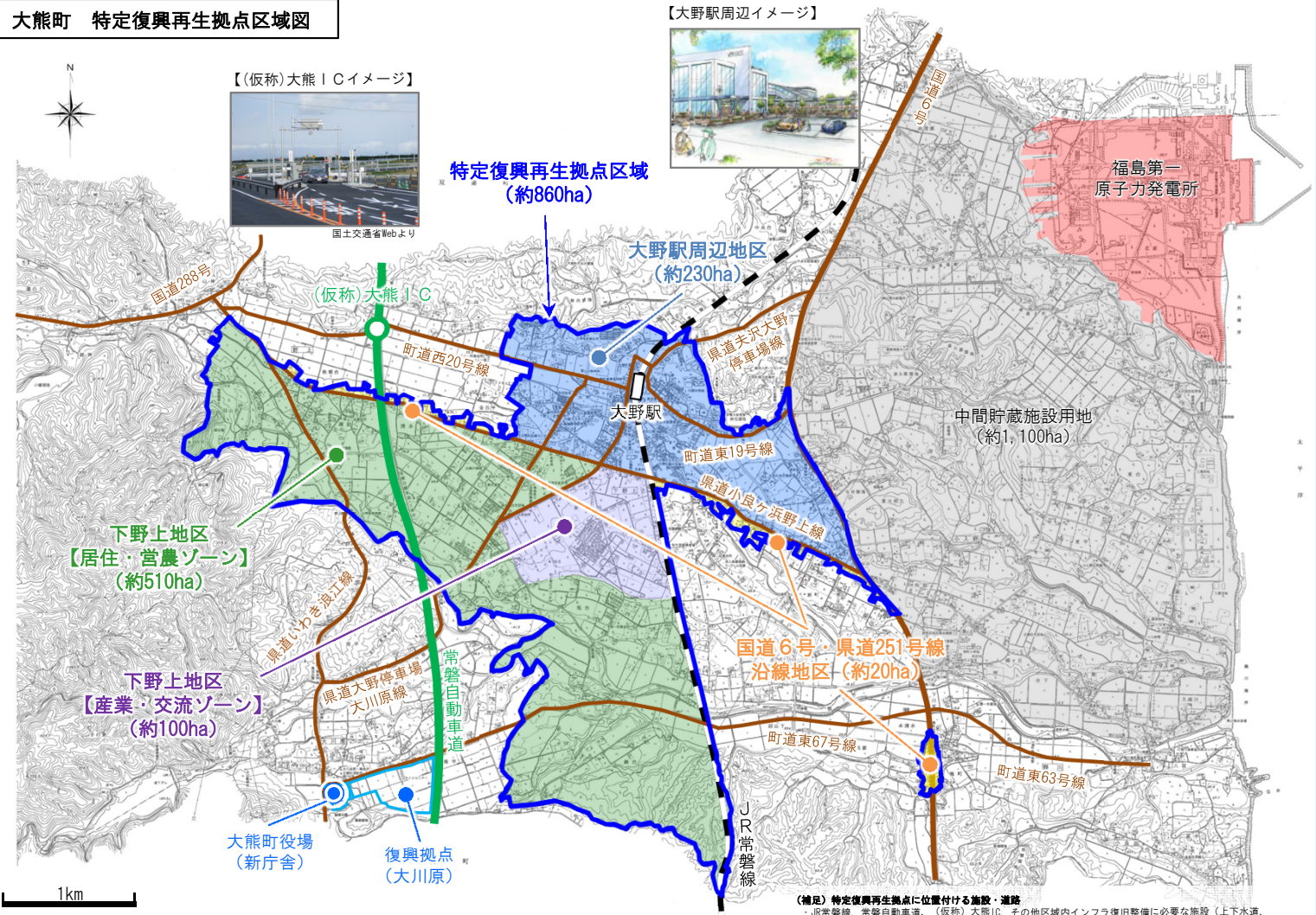
- ・常磐自動車道（仮称）大熊ＩＣ開設
- ・大熊町新庁舎竣工（大川原地区）

【平成31年度（2019年度）】

- ・ＪＲ常磐線再開、大野駅周辺の一部等の先行エリアの避難指示解除
- ・復興拠点（大川原地区）概成

平成34年春頃までに帰還困難区域の一部解除、住民の帰還開始を目指す

大熊町 特定復興再生拠点区域図



【新庁舎イメージ】



※写真・パースはイメージです。

【復興拠点（大川原）イメージ】



【凡例】

- 特定復興再生拠点区域
- 大野駅周辺地区
- 国道6号・県道251号線沿線地区
- 下野上地区【居住・営農ゾーン】
- 下野上地区【産業・交流ゾーン】
- 福島第一原子力発電所
- 中間貯蔵施設用地
- 復興拠点（大川原地区）

（補足）特定復興再生拠点に位置付ける施設・道路
・JR常磐線、常磐自動車道、（仮称）大熊IC、その他区域内インフラ復旧整備に必要な施設（上下水道、電気通信、農業水利施設等）
・国道6号（富岡町境～双葉町境）、国道288号（帰還困難区域全区間）、県道いわき浪江線（国道288号交差点～特定復興再生拠点区域境）、町道西20号線（全区間（特定復興再生拠点区域を除く））